

第60号議案

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、入谷区民館根岸分館を廃止するため提出します。

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立区民館条例（昭和48年6月台東区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、娯楽室」を削る。

第8条第4項を削る。

別表1中

同	入谷区民館根岸分館	同	根岸二丁目18番17号
---	-----------	---	-------------

を削る。

別表2（4）の部を削り、同表中「（5）雷門区民館」を「（4）雷門区民館」に、「（6）金杉区民館」を「（5）金杉区民館」に、「（7）金杉区民館下谷分館」を「（6）金杉区民館下谷分館」に、「（8）台東一丁目区民館」を「（7）台東一丁目区民館」に、「（9）谷中区民館」を「（8）谷中区民館」に、「（10）浅草橋区民館」を「（9）浅草橋区民館」に、「（11）寿区民館」を「（10）寿区民館」に、「（12）東上野区民館」を「（11）東上野区民館」に、「（13）清川区民館」を「（12）清川区民館」に改める。

付 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。